

ナショナルチーム等強化対象選手規程
付則 2 : 広報活動への協力に関する取扱
(2024 年 6 月版)

公益財団法人日本セーリング連盟オリンピック強化委員会

1. 基本方針

- (1) 公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「JSAF」という。)は、オリンピック強化のためのスポンサー獲得、及びセーリング競技の認知度の向上を目的として、広報活動を行う。
- (2) 強化対象選手(以下、「対象選手」という。)は、JSAF による広報活動への協力要請があった場合、競技活動に支障がない限り、最大限の協力を行わなければならない。協力が難しい場合は、その理由を速やかにオリンピック強化委員会(以下、「オリ強」という。)に報告し、事前に許可を得なければならない。
- (3) JSAF は、現在活動している対象選手の所属企業、また対象選手のプライベートスポンサーと同一業種には業種間の競合を招かないように努力するが、場合によってはこの限りでない。

2. JSAF 広報活動への協力内容

- (1) JSAF またはオリ強スタッフが撮影した対象選手の強化活動に関する写真または動画を JSAF またはオリ強の広報活動に使用すること。
なお、JSAF はこれら対象選手のパブリシティ権を非独占的に保有する。これら対象選手の所属企業やプライベートスポンサーが保有するパブリシティ権との調整については、別途協議する。
- (2) マーケティング戦略等の一環として JSAF またはオリ強が指示する場合、競技艇の艇体およびセールへの JSAF オフィシャルロゴ・スポンサーロゴ等の掲出。その場合の各種目の掲出箇所については別途定める。また、これらはワールドセーリングが定める広告規程に抵触しない範囲とする。
- (3) JSAF スポンサーからの依頼があった場合、当該スポンサーの自社広告宣伝活動に協力すること。
原則、紙媒体(プリントメディア、印刷物、制作物など)及び電磁媒体(Web、DVD など)での広告宣伝活動への協力とし、テレビ CM や映画などへの出演に関しては別途協議する。なお、パブリシティ権については、2. (1)に準じる。
- (4) JSAF またはオリ強が主催・開催する各種イベント、あるいは JSAF またはオリ強が指定するスポンサーまたは関係団体のイベントへの参加。
- (5) JSAF、オリ強スポンサーの製品・サービス等へのフィードバック。

3. オフィシャルユニフォームの着用について

オリ強が支給するオフィシャルユニフォームは、出場する大会により①TEAM JAPAN エンブレム Type A、②TEAM JAPAN エンブレム Type B、③ユース選手用の3種類に分類され、それぞれについて以下4. 5. 6. に詳述する着用ルールが適用される。対象選手及びオリ強スタッフはTEAM JAPAN パートナースHIPプログラム NF ジョイントマーケティング/NF スポンサー/オフィシャルユニフォームサプライヤーの権益保護、並びに日の丸セーラーズ/Sailing Team JAPAN のブランドプロテクションのため、以下ルールを遵守しなければならない。詳細については、別途定める着用ガイドラインも併せて参照のこと。

4. TEAM JAPAN エンブレム Type A ユニフォームの着用ルール

- (1) TEAM JAPAN エンブレム Type A ユニフォームは日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)が派遣する大会(オリンピック競技大会及びアジア競技大会。以下「JOC 派遣大会」という。)の代表選手/役員に対して配布される。
- (2) 代表選手/役員は、JOC 派遣大会期間中あるいは壮行会における以下の場合において、TEAM JAPAN エンブレム Type A ユニフォームを着用しなければならない。
 - ア. オフィシャルな式典への参加時(開会式・閉会式・レセプション等)
 - イ. 記者会見出席時
 - ウ. 報道機関等からインタビュー等を受ける場合
 - エ. 競技・合宿会場内でウォーミングアップ・機装等の競技活動/競技サポート活動を行う場合
 - オ. 海上での競技活動/競技サポート活動中(※海上ユニフォームが提供される場合)
 - カ. その他 JOC/オリ強から別途指示がある場合
- (3) 代表選手/役員は、以下の場合において、TEAM JAPAN エンブレム Type A ユニフォームを**着用してはならない**。着用可否の判断に迷った場合は適宜オリ強宛に相談のこと。
 - ア. JOC 派遣大会の関連活動において JOC/オリ強より別途指示があった場合
 - イ. JOC 派遣大会前に開催される JOC 派遣大会以外の大会へ参加する場合
 - ウ. JOC パートナー以外の営利団体との結びつきや関連性が想起される場合(イベント参加等)
- (4) TEAM JAPAN エンブレム Type A ユニフォームについては、IOC の定める Rule50 他の規制により所属先のロゴ等を入れることはできない。
上記のほか、ユニフォームの形状を改変する等の変更を加えてはならない。
- (5) 支給された全ての物品は他人へ譲渡または貸与してはならない。

- (6) ナショナルチーム等強化対象選手/強化スタッフ規程の 6. 認定の取消・罰則に基づいて代表選手・スタッフの認定を取り消された代表選手/役員は、速やかに支給された物品をオリ強に返還しなければならない。

5. TEAM JAPAN エンブレム Type B ユニフォームの着用ルール

- (1) TEAM JAPAN エンブレム Type B ユニフォームはユース強化選手を除く強化対象選手と強化スタッフに対して配布される。配布対象の範囲、配布内容、並びに詳細の運用については別途定めるガイドラインを併せて参照のこと。
- (2) 対象選手及び強化スタッフは、オリ強による補助事業(海外大会派遣・強化合宿等)対象期間中における以下の場合において、TEAM JAPAN エンブレム Type B ユニフォームを着用しなければならない。
- ア. オフィシャルな式典への参加時(開会式・閉会式・レセプション等)
 - イ. 記者会見出席時
 - ウ. 報道機関からインタビュー等を受ける場合
 - エ. 競技・合宿会場内でウォーミングアップ・機装等の競技活動/競技サポート活動を行う場合
 - オ. 海上での競技活動/競技サポート活動中(※海上ユニフォームが支給される場合)
 - カ. その他オリ強から別途指示がある場合
- (3) 対象選手及びオリ強スタッフは、以下の場合においては TEAM JAPAN エンブレム Type B ユニフォームを**着用してはならない**。着用可否の判断に迷った場合は適宜オリ強宛に相談のこと。
- ア. JOG 派遣大会(オリンピック競技大会及びアジア競技大会)の大会会場及び大会海面
 - イ. その他競技に関連しないプライベート活動全般
- (4) TEAM JAPAN エンブレム Type B ユニフォームは、以下の条件を満たしたうえで、オリ強の承認を得て、所属先のロゴをそれぞれ一つ入れることができる。所属先のロゴを使用する際は以下の要件に従うこと。
- ア. JSAF スポンサーロゴと同等以上のサイズとしないこと。
 - イ. 任意の箇所への貼付けを可とするが、TEAM JAPAN エンブレムに近接する位置は避け、また TEAM JAPAN エンブレム・JSAF またはオリ強が定めるオフィシャルロゴ・スポンサーロゴ又はサプライヤーロゴを隠してはならない。
- 上記のほか、オリ強の事前の許可なく、ユニフォームに何らかの広告を付加することやユニフォームの形状を改変する等の変更を加えてはならない。

(5) 支給された全ての物品は他人へ譲渡または貸与してはならない。

(6) 強化対象選手・強化スタッフとしての認定を取り消された選手・スタッフは、速やかに支給された物品をオリ強に返還しなければならない。

6. ユース選手用ユニフォームの着用ルール

(1) ユース選手用ユニフォームはユース強化選手に対して配布される。

(2) 対象選手は、オリ強によるユース選手向け補助事業(海外大会派遣・強化合宿等)対象期間中における以下の場合において、ユース選手用ユニフォームを着用しなければならない。

ア. オフィシャルな式典への参加時(開会式・閉会式・レセプション等)

イ. 記者会見出席時

ウ. 報道機関からインタビュー等を受ける場合

エ. 競技・合宿会場内でウォーミングアップ・機装等の競技活動を行う場合

オ. その他オリ強から別途指示がある場合

(3) 対象選手は、以下の場合においてはユース選手用ユニフォームを着用してはならない。
着用可否の判断に迷った場合は適宜オリ強宛に相談のこと。

ア. 派遣大会前におけるオリ強の補助対象事業以外の諸活動(プライベート活動を含む)

(4) ユース選手用ユニフォームは、所属先のロゴ等を入れることはできない。

上記のほか、ユニフォームに何らかの広告を付加することやユニフォームの形状を改変する等の変更を加えてはならない。

(5) 支給された全ての物品は他人へ譲渡または貸与してはならない。

(6) ナショナルチーム等強化対象選手/強化スタッフ規程の 6. 認定の取消・罰則に基づいて代表選手の認定を取り消された選手は、速やかに支給された物品をオリ強に返還しなければならない。

以上